届出対象行為

1　届出の対象となる行為

届出の対象となる行為の規模は、下表に掲げる「地区区分」に応じて、「行為の種類」ごとに定められた「行為の規模」です。

■ 地区区分 ■

	一般地区	景観誘導地区
地区区分	市全域から、右の 2 地区の範囲を除いた地区	・熊谷中心市街地にぎわい景観誘導地区 ・妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区

■ 届出の対象となる行為 ■

行為の種類		行為の規模	
		一般地区	景観誘導地区
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	・高さが 15mを超えるもの ・建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの	・高さが 10mを超えるもの ・建築面積が 500 ㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・上記規模の建築物の外観のうち各立面の面積の 3 分の 1 を超えて行うもの	・上記規模の建築物の外観のうち各立面の面積の 4 分の 1 を超えて行うもの
	適　用　除　外	・増築、改築又は移転後の高さが 15ｍを超え、又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるもののうち、増加する建築面積が 10 ㎡以下のものは除く	・増築、改築又は移転後の高さが 10mを超え、又は建築面積が 500 ㎡を超えるもののうち、増加する建築面積が 10 ㎡以下のものは除く
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	・工作物で高さが 15mを超えるもの ・擁壁で次のもの 1)高さが 2mを超えるもの 2)高さが 1mを超え 2m以下のもので道路等の公共空間に面する部分の長さが 30mを超えるもの	・工作物で高さが 10mを超えるもの ・擁壁で次のもの 1)高さが 2mを超えるもの 2)高さが 1mを超え 2m以下のもので道路等の公共空間に面する部分の長さが 20mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・上記規模の工作物の外観のうち各立面の面積の 3 分の 1 を超えて行うもの	・上記規模の工作物の外観のうち各立面の面積の 4 分の 1 を超えて行うもの

行為の種類		一般地区及び景観誘導地区共通
開発行為		・予定建築物等の敷地の面積（複数の敷地を含む行為においてはそれぞれの敷地の面積）が 500 ㎡以上の開発行為 ・用途が一戸建ての住宅以外であるもの
土石の採取		・土石の採取に係る区域内に 2mを超える高低差があり、かつ当該土石の採取の面積が 200 ㎡を超えるもの
木竹の伐採		・土地登記簿の地目が山林で、かつ現況が山林であるものにおいて、一体としての伐採面積が 1,000 ㎡を超えるもの
物件のたい積		・当該物件のたい積に係る土地の面積が 500 ㎡を超え、かつ、たい積物の高さが 1.5mを超えるもの
	適用除外	・埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第２条第４号に規定する土砂のたい積を除く ・熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第２条第２号に規定する土砂等のたい積を除く ・都市計画法第８条第１項第１号に規定する工業専用地域内において行う土石、廃棄物、再生資源、その他の物件のたい積を除く